

令和6年度第3回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会

1 開催日時 令和7年1月7日 午後1時30分開会

2 開催場所 袖ヶ浦クリーンセンター 2階研修室

3 出席委員

会 長	工藤 智子	副 会 長	太田 信之
委 員	尾高 悟	委 員	竹越 岳二
委 員	鈴木 英一	委 員	北島 勝正
委 員	今関 薫	委 員	在原 政枝
委 員	猿渡 由枝	委 員	中山 朝子

(欠席委員)

委 員	藪寄 勇治	委 員	服部 龍太郎
委 員	齋藤 麻依子		

4 出席職員

環境経済部部長	鈴木 真紀夫	環境経済部次長	近藤 英明
廃棄物対策課長	飯野 芳樹	廃棄物対策課副課長	根本 吉晴
一般廃棄物班長	宮崎 徹	副主査	重城 一輝

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	3人
傍聴人数	0人

6 議題 プラスチックリサイクルに係るモデル実証事業の実施について
(案)

7 議事

(1) 開会

本日の会議について、藪寄委員、服部委員、齋藤委員が欠席であるが、廃棄物減量等推進審議会規則第3条第2項に規定される定足数に達しているため、会議が成立していることを報告した。

次に、廃棄物減量等推進審議会は、袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議を公開することになっており、傍聴の申出がなかったこと、会議の公開にあたり、会議を録音させていただくこと、委員の変更があることを報告した。

(2) 会長挨拶

工藤会長挨拶

(3) 部長挨拶

鈴木部長挨拶

(4) 新任委員自己紹介

太田委員より自己紹介

(5) 議事

工藤会長 それでは、ただいまより私が議長となりまして進行させていただきます。

議事に入る前に、委員の異動により副会長職については、現在空席となっており、「袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会規則」第2条第1項で、「会長及び副会長は、互選により定める。」とされています。

通常であれば自薦及び他薦のご意見を頂戴するところですが、年度途中ということもあり、前任者が副会長職を担っていただいていた太田委員には、副会長を引き継いでいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

太田委員 前任者より袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会の副会長の役職についても聞き及んでおりますので、お受けいたします。

工藤会長 ただいま太田委員より、承諾を得られましたが、委員の皆様いかがでしょうか。(異議なし)
全員賛成ということで、副会長は太田信之委員に決定いたします。宜しく願いいたします。

次に、本日の議題については1件となっております。

議題1「プラスチックリサイクルに係るモデル実証事業の実施について（案）」、事務局から説明をお願いします。

飯野課長 それでは、ご説明いたします。
 (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終了しました。
 これより質疑等をお受けしますが、委員の皆様の中にも実施地区にお住まいの方もいらっしゃるかと思いますので、ご質問等がありましたら是非積極的にご発言いただきたいと思います。
 また、普段のごみ出しで感じている疑問点や改善点についてもお話しください。

太田委員 非常に良い取り組みだと思います。
 モデル実証事業については、まず収集について検証するということかと思いますが、使用済みプラスチックがどんな処理をされ、再利用されていく見込なのかという部分を説明していくことで、住民の皆様に理解してもらいやすいのではないかと思います。

飯野課長 いただいたご意見を基に、目的や必要性についてご理解いただいで事業に取り組んでいただくよう進めてまいります。

在原委員 代宿第6分区では本来週3回収集している燃せるごみが週2回になって、空いた日に使用済みプラスチックをごみ出しすることになるとと思いますが、住民の皆様にモデル実証事業についてきちんと認知していただかないといつも通りのごみ出しをしてしまっでごみステーションに不適切な分別のごみが集まってしまうことになります。
 せっかく事業に取り組むにもかかわらず、ごみ収集が混乱してしまうと、事業に取り組んだ方の心象として、やらないやよかったな、となってしまうのは残念に思います。
 そうならないように、この実施地区ではモデル実証事業中、木曜日は燃せるごみではなく使用済みプラスチックを出す日だと早めに周知し、そのごみステーションを本来使うべき人以外にもごみ出しされてしまう可能性なども考慮したうえで、モデル実証事業に取り組む方が困らないようにしていただきたいと思います。

飯野課長

在原委員がご心配になられたことについては、これまで各地区で説明会を行う中で同様のご意見を頂戴しました。

実施地区の住民の中には事業に協力しない方もいらっしゃると思います。事業に協力しない方はいつも通りのごみ出しをされると思いますので、いつも通り出されたごみについても収集を行う必要があると考えております。

しかし、分別しなくても収集は行いますという説明を積極的にしてしまうと、事業に協力していただけない方が増えてしまう可能性もありますので、基本的には事業への協力を求めていく周知を積極的に行ってまいります。

今関委員

最近テレビでペットボトルやキャップ、ラベルの分別や使用済みプラスチックを国外に輸出することが問題になっていることが取り上げられていました。

ペットボトルや付随するキャップやラベルを分別することを面倒だと感じる人はある程度いると思うので、このような分別に対する理解が進み、分別する人に負担がかからないようになると良いのではないかと考えています。

飯野課長

プラスチックリサイクルに本格的に取り組むとなった場合には、ペットボトルのキャップやラベルについても再商品化してリサイクルしてまいります。

しかし、今回ご説明しました実証事業においては、市民の皆様が分別をし、出された使用済みプラスチックを収集・組成調査をするという意味合いが主であり、最終的なリサイクルの工程までをどのように実施するかということまでは決まっておりません。現在意見交換をしている事業者の中には、モデル実証事業で集められた使用済みプラスチックを有効活用することができる事業者もありますので、今後協議を進めてまいります。

また、集められた使用済みプラスチックのリサイクル方法については、国より指定法人スキームと大臣認定スキームの2種類の方法が示されており、現状どちらのスキームを選択するかについては未定としており、モデル実証事業の結果を基に本格実施時に選択するスキームを検討したいと考えております。

次に、ペットボトルの分別について、でございますが、モデル実証事業を行う際ペットボトルの排出方法としては3パターン考えられると思います。1つ目は、ペットボトル本体やラベル等の全てを

燃せるごみにしてしまうパターン、2つ目はペットボトル本体を資源ごみとし、自治会資源回収等でキャップとラベルを分別するパターン、3つ目はペットボトル本体を資源ごみとし、キャップとラベルは容器包装プラスチックとしてモデル実証事業の使用済みプラスチックとするパターンが考えられます。

住民の選択を強制はできませんので、各人の判断でごみ出しされるところですが、私どもとしては、使用済みプラスチックは極力リサイクルしていきたいところですので、住民の皆様にもそうしていただけるように案内していきたいと考えております。

議長 プラスチックのリサイクル方法についてはこれから検討していくところであり、今回のモデル実証事業では使用済みプラスチックの収集方法や排出量について調査する意味合いが強いということによってよいでしょうか。

飯野課長 使用済みプラスチックをリサイクルするためにはリサイクル事業者と契約する必要がある、本市から使用済みプラスチックがどれくらい排出されるかというデータを基に事前に契約を結ぶ必要があります。

このデータについては実際の排出量と乖離している場合には、事業者に対して金銭的なペナルティを支払わなければならないという事情もあり、モデル実証事業を通じて排出量の推計を調査する必要があると考えております。

また、使用済みプラスチックが多量に排出されたとしても、分別が不適切であったり、使用済みプラスチック自体に汚れが付いていると排出量が多くてもリサイクルできる量は減少してしまうため、実際の数値を見極めるためにもモデル実証事業を実施させていただきたいと考えております。

議長 リサイクル可能な汚れの度合いについての基準はありますか。
汚れがある使用済みプラスチックについては軽く水洗いするよう資料にも記載がありますが、水洗いだとやっぱり油が残ってしまうのでこのままでリサイクルできるのかといった、細かい懸念点がモデル実証事業に取り組む際には出てくるように思います。

重城 汚れ具合の基準については、既に行った説明会等でも多くのご質問がありました。

この程度洗ってもらえれば大丈夫ですよ、と見た目上で示して市民の皆さまの意識に浸透させるというのは難しいと考えております。

基準については、中間処理事業者とも打ち合わせを進めており、資料にもあるように、汚れがある場合はさっと水にくぐらせる程度で良いと聞いておりますので、そのイメージを持っていただけるよう、周知に取り組んでまいります。

議長 モデル実証事業後の結果及び解析にはどの程度かかると想定していますか。

重城 組成調査については少し時間がかかると聞いており、あくまで推測になってしまいますが、組成調査の結果が出るのに事業終了後1ヶ月程度、使用済みプラスチックの処分や結果の解析に更に1ヶ月程度かかるのではないかと考えております。

太田委員 市の総合計画に基づき当事業については長期計画で取り組んでいるところかと思いますが、モデル実証事業を実施した後に、いつ頃から本格実施に取り組む考えで進めているのでしょうか。

鈴木部長 プラスチックリサイクルにつきましては、令和4年4月1日にプラスチック資源循環促進法においてプラスチックリサイクルに取り組むことが努力義務と設定されたことにより、各自治体において検討を進めているところでございます。

このような状況の中で、近隣市の例を申し上げますと、本市同様これまでプラスチックリサイクルに取り組んでいない市原市が、令和6年の9月から11月の3ヶ月間、2地区1,600世帯で実証事業を行い、令和9年4月にプラスチックリサイクルの本格実施を目指すと考えております。

また、君津市、木更津市についても既に先行して容器包装プラスチックリサイクルに取り組んでいるところであり、君津市は令和5年10月に、木更津市は令和6年7月にモデル実証事業を実施しており、本格実施をするための検討を進めていると聞いております。

本市はプラスチックリサイクルに取り組んでいないという点で市原市に近く、その検討についても市原市に倣うところが多いですが、市原市もモデル実証事業に取り組んだ後に相当の時間を準備に費やしてから本格実施することとしております。

相当の時間がかかる理由としましては、各市で制定しております

条例について改正が必要であったり、市民に対する周知、啓発が必要となるなど、市民や議会に対して理解を求めていくという非常に重要なプロセスに時間がかかることが挙げられます。

このことから、プラスチックリサイクルの実施については、テスト的な意味合いでのモデル実証事業を行った後に、相当の時間がかかるものであるということを念頭に置いて審議していただきたいと考えております。

太田委員 モデル実証事業を実施した後はすぐに本格実施ができる、と市民の誤解を与えないよう周知していただくと良いと思います。

飯野課長 君津市では平成12年から、木更津市では平成16年から既に容器包装プラスチックリサイクルに取り組んでおり、大きな意味でのプラスチックリサイクルに既に20年以上取り組んでいる状況です。この2市が容器包装及び製品プラスチックの一括リサイクルに取り組む場合には、既に取り組んでいる容器包装プラスチックリサイクルに製品プラスチックを加えるだけなので市民に浸透させるハードルはそれほど高くないと思われ、令和7年度中には本格実施する予定で準備を進めていると聞いております。

一方、市原市や本市は既に申し上げたようにプラスチックリサイクルはゼロからのスタートということもあり、他市でプラスチックリサイクルが始まったとしても『急いては事を仕損じる』といったことにならないよう、実際にモデル実証事業に取り組んでいただいた結果をフィードバックしながらリサイクルの精度を上げる方策を考えたり、周知に取り組んでいながらプラスチックリサイクルの実施に着手していきたいと考えております。

その点、今回モデル実証事業に取り組んでいただく地区の住民の皆様は非常にやる気があってご協力いただいていると思いますが、本格実施までには時間がかかる事情もあるというところは住民説明会でもご説明したいと考えております。

議長 市民の機運を醸成するということも大切な要因ということで、焦らず着実に物事を進めていきたいという事務局の考え方かと思えます。モデル実証事業がうまく実施できるよう、審議員の皆様からもご協力いただければ、と思えます。

その他ございますか。

無いようですので以上といたしますが、また気になること等ござ

いましたら事務局までお伝えください。よろしくお願いします。

では、議題については以上とさせていただきますが、その他事務局から何がございいますか。

宮崎班長 次回審議会については3月頃を予定しております。
年度末でお忙しいと思いますが、次回の審議会もご出席いただけますようお願い申し上げます。

議長 では、以上をもちまして、審議については終了とさせていただきます。
委員の皆様は、ご協力いただきましてありがとうございました。
これからの進行は事務局へ戻しますので、よろしくお願いします。

(6) その他

宮崎班長 工藤会長ありがとうございました。
次に、その他についてですが、本日の審議会議事録を取りまとめるため、後日書類を郵送させていただきますのでご確認のほどよろしくお願いします。

(7) 閉会

宮崎班長 以上を持ちまして、廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。
長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

プラスチックリサイクル に係るモデル実証事業の 実施について

令和7年1月7日(火)

令和6年度第3回廃棄物減量等推進審議会

目次

1 実施地区の募集について…………… P.1

2 応募状況について…………… P.2

3 実施地区の選定について…………… P.3

4 実施地区について…………… P.4

5 モデル実証事業の実施世帯数について… P.7

6 実施時期・期間について…………… P.8

7 収集する曜日について…………… P.9

8 住民説明会について…………… P.13

モデル実証事業の協力地区を募集するため、市政協力員190名に対して募集案内を送付するとともに、市内5地区の自治連絡会等を対象に説明会を行いました。

○ 募集地区等 3～5地区(計500世帯程度)

説明会の 実施状況	実施日	対象	人数	場所
	9月26日	自治連絡協議会	6名	市役所(北庁舎)
	10月9日	平岡地区自治連絡会	14名	平岡交流センター
	10月18日	昭和地区自治連絡協議会	11名	市役所(中庁舎)
	10月19日	根形地区自治連絡会	7名	根形交流センター
	10月20日	長浦地区自治連絡協議会	13名	長浦交流センター
	10月25日	福王台自治会	6名	福王台自治会館
	11月10日	中富地区自治連絡会	23名	平川交流センター

2 応募状況について

P.2

No.	収集エリア	地区	区等自治会の名称	自治会等加入世帯
1	A	昭和	福王台第3西分区	295
2		昭和	福王台第3東分区	209
3		昭和	神納一区上新田分区	107
4		長浦	橘西第四自治会	14
5	B	長浦	長浦駅前2丁目自治会	178
6		長浦	代宿第6分区	82
7		長浦	代宿第4分区	79
8		長浦	久保田ベイヒルズ自治会	21
9		長浦	久保田白根分区	20
10	C	根形	のぞみ野第1自治会	353
11		根形	勝	38
12		平岡	鹿島区	138
13		平岡	三箇区	91
				1,625世帯

・自治会等加入世帯数・・・

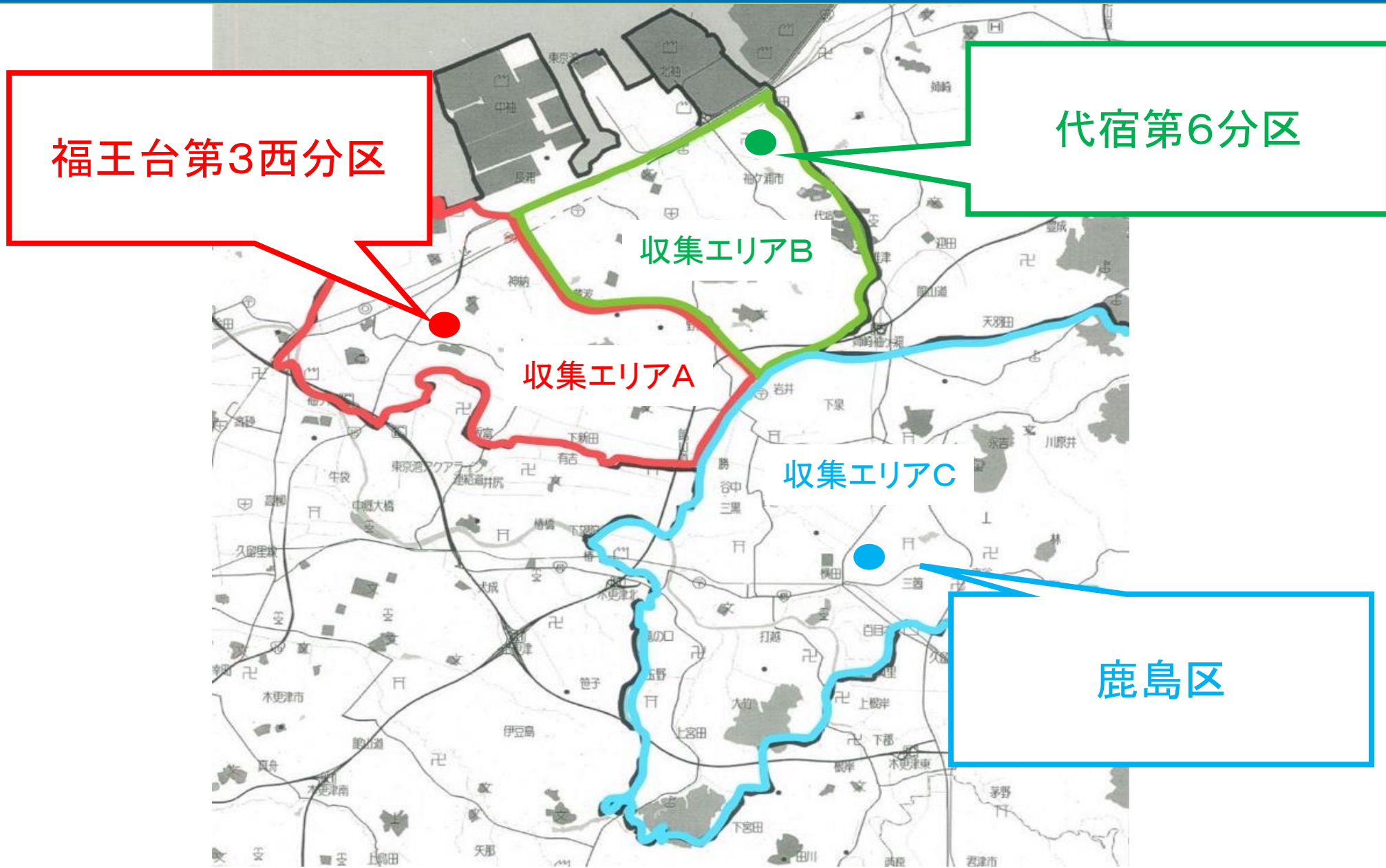
1,625世帯

市内全体の自治会等
加入世帯の約 1 1 %

広報紙や市政協力員への案内送付
により協力を呼び掛けた結果、協
力の申し出や問い合わせが 3 0 件
程ありました。

3 実施地区の選定について

P.3



■ 福王台第3西分区

※桜坂上管理組合を除く

分区内総世帯数

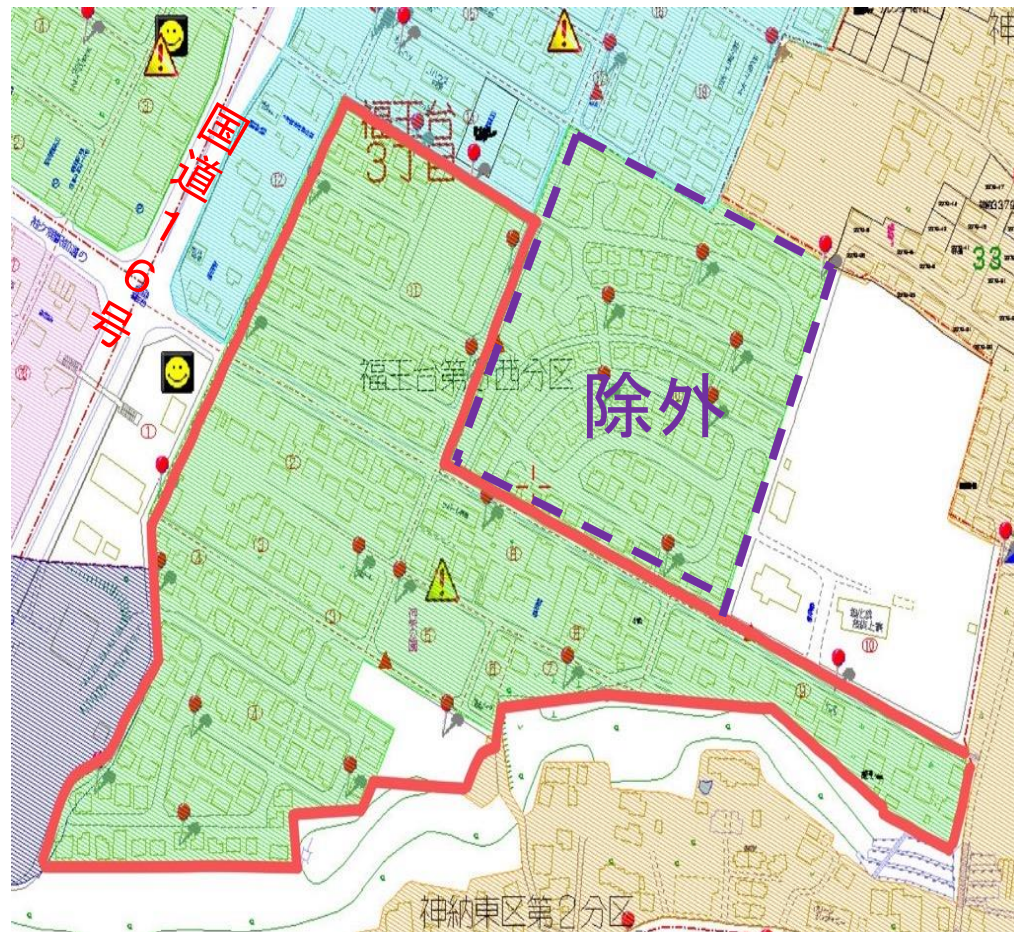
概ね360世帯

自治会加入世帯数

295世帯

世帯構成

50歳以下の住民が約7割を占め、
子育て世代が多い。



■ 代宿第6分区

分区内総世帯数

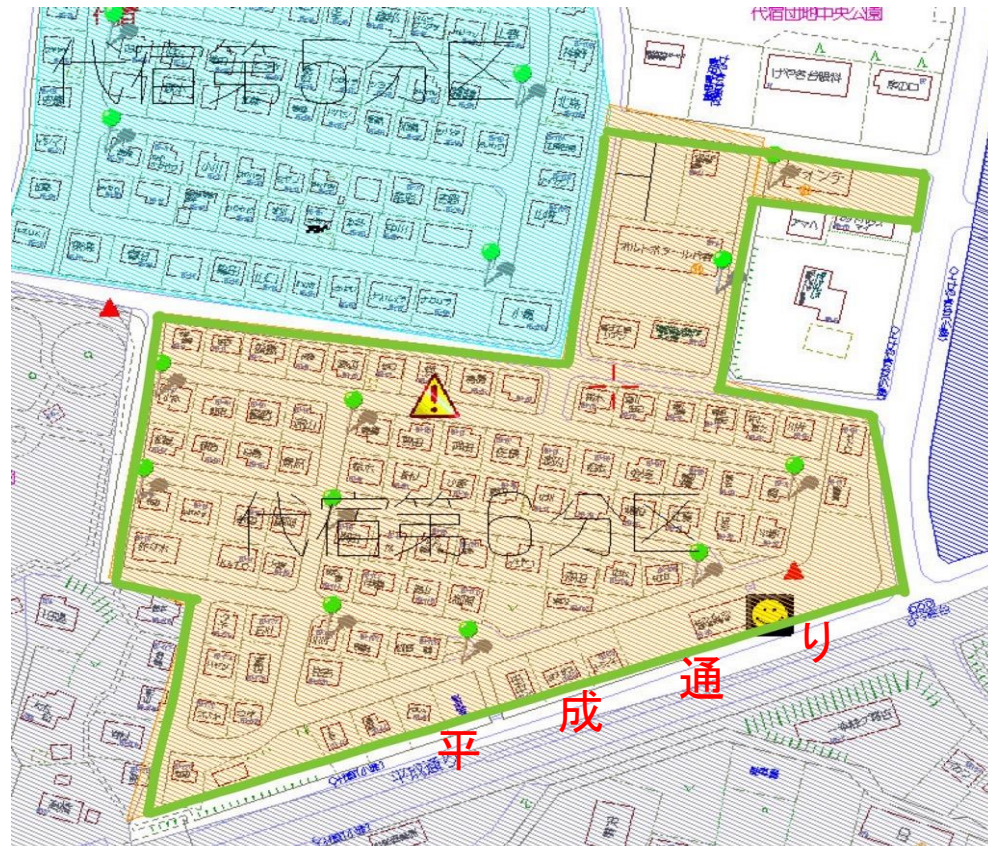
概ね123世帯

自治会加入世帯数

82世帯

世帯構成

50歳以上が約5割を占め、
50歳未満の各年代がバランス良く
在住している。



■ 鹿島区

分区内総世帯数

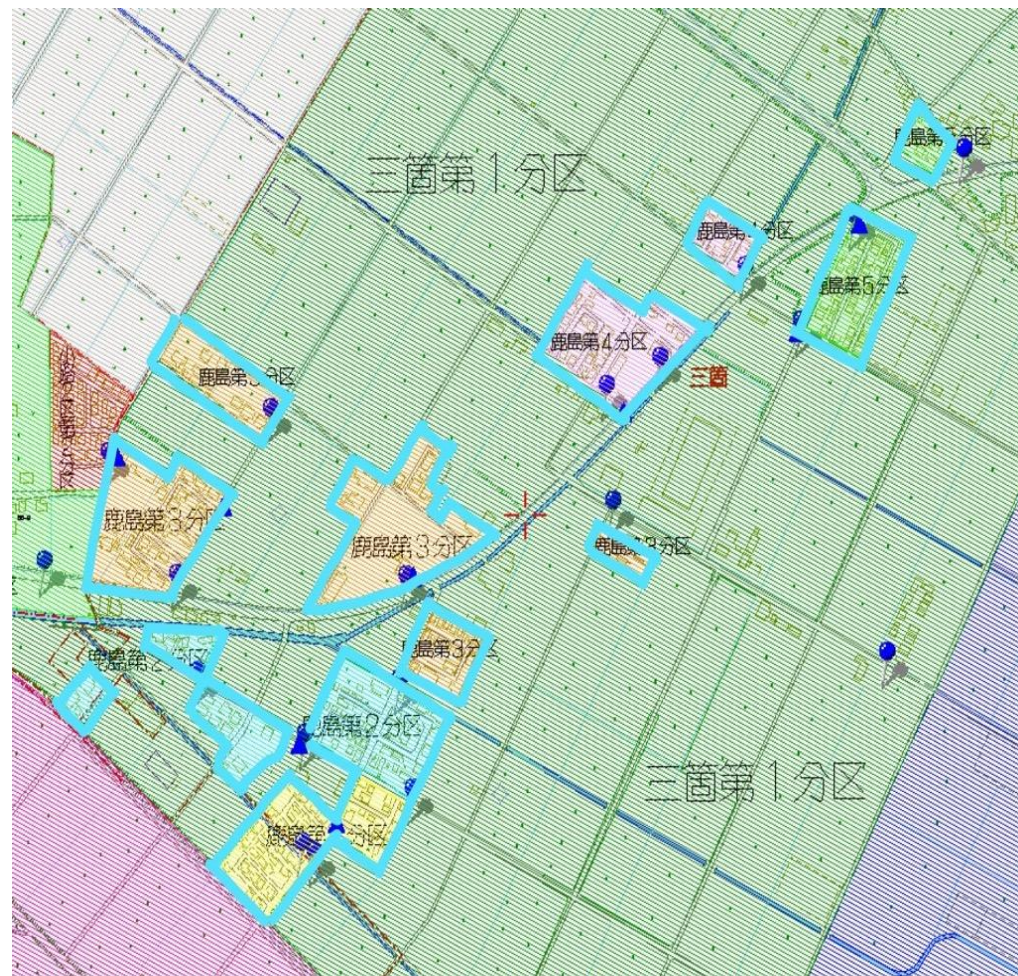
概ね215世帯

自治会加入世帯数

138世帯

世帯構成

75歳以上が約3割を占め、
高齢者の単身世帯が多い。



世帯数としては586世帯 を予定しています。

収集エリア	地区	区等自治会の名称	自治会 加入世帯数	地区の 総世帯数	実施 世帯数	(実施地区のうち) 自治会加入	(実施地区のうち) 自治会未加入
A	昭和	福王台第3西分区	295世帯	360世帯	248世帯	188世帯	60世帯
B	長浦	代宿第6分区	82世帯	123世帯	123世帯	82世帯	41世帯
C	平岡	鹿島区	138世帯	215世帯	215世帯	138世帯	77世帯
			515世帯	698世帯	586世帯	408世帯	178世帯

(11/1時点)

実施時期：令和7年6月 実施期間：1ヶ月間

6月

日	月	火	水	木	金	土
1 始	2	3	4	5	6	7
①						
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30 終					

※祝日がなく、市民にとって始期と終期が分かりやすいため

7 収集する曜日について

P.9

実証事業では、現在の収集体制のもとで実施可能な3パターンで収集し、収集日の違いによる排出量の差や市民の反応を調査します。

① 福王台第3西分区＝毎週収集しているPETボトル・古布類・古紙を隔週収集に変更して、使用済みプラスチックの収集に振り替えます

※カレンダー番号No.2 (PET・古布類・古紙の収集が金曜日)

第1、3金曜日に収集

収集日: 6月6日、20日

6月	日	月	火	水	木	金	土
第1週	1	2	3	4	5	6	7
第2週	8	9	10	11	12	13	14
第3週	15	16	17	18	19	20	21
第4週	22	23	24	25	26	27	28
第5週	29	30					



6月	日	月	火	水	木	金	土
第1週	1	2	3	4	5	6	7
第2週	8	9	10	11	12	13	14
第3週	15	16	17	18	19	20	21
第4週	22	23	24	25	26	27	28
第5週	29	30					

(凡例)

	燃せるごみ
	ガラスびん・空き缶類
	燃せないごみ
	PETボトル・古布類・古紙
	有害ごみ
	使用済みプラスチック

7 収集する曜日について

P.10

② 代宿第6分区＝週3回収集している燃せるごみを週2回に変更して、使用済みプラスチックを週1回(月4回)収集します

※カレンダー番号No.11(燃せるごみの収集が火・木・土曜日)

毎週木曜日に収集

収集日: 6月5日、12日、19日、26日

6月	日	月	火	水	木	金	土
第1週	1	2	3	4	5	6	7
第2週	8	9	10	11	12	13	14
第3週	15	16	17	18	19	20	21
第4週	22	23	24	25	26	27	28
第5週	29	30					



第1週	日	月	火	水	木	金	土
第2週	1	2	3	4	5	6	7
第3週	8	9	10	11	12	13	14
第4週	15	16	17	18	19	20	21
第5週	22	23	24	25	26	27	28
第6週	29	30					

(凡例)

- 燃せるごみ
- ガラスびん・空き缶類
- 燃せないごみ
- PETボトル・古布類・古紙
- 有害ごみ
- 使用済みプラスチック

7 収集する曜日について

P.11

③ 鹿島区＝毎週収集している燃せないごみを隔週収集に変更して、使用済みプラスティックの収集に振り替えます

※カレンダー番号No.8(燃せないごみの収集が水曜日)

第1、3水曜日に収集

収集日: 6月4日、18日

6月	日	月	火	水	木	金	土
第1週	1	2	3	4	5	6	7
第2週	8	9	10	11	12	13	14
第3週	15	16	17	18	19	20	21
第4週	22	23	24	25	26	27	28
第5週	29	30					



第1週	日	月	火	水	木	金	土
第2週	1	2	3	4	5	6	7
第3週	8	9	10	11	12	13	14
第4週	15	16	17	18	19	20	21
第5週	22	23	24	25	26	27	28
第6週	29	30					

(凡例)

- 燃せるごみ
- ガラスびん・空き缶類
- 燃せないごみ
- PETボトル・古布類・古紙
- 有害ごみ
- 使用済みプラスチック

7 収集する曜日について

P.12

(収集エリア) **A**

福王台第3西分区

パターン①

PETボトル、古布類、古紙
⇒使用済みプラ

(収集エリア) **B**

代宿第6分区

パターン②

燃せるごみ
⇒使用済みプラ

123世帯

毎週木曜日に収集

248世帯
第1、3金曜日に収集

第1週
第2週
第3週
第4週
第5週

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

(収集エリア) **C**

鹿島区

パターン③

燃せないごみ
⇒使用済みプラ

215世帯

第1、3水曜日に収集

合計 586 世帯 (11 / 1時点)

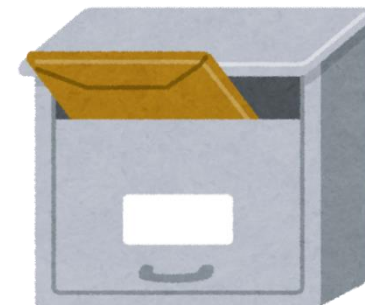
実施回数： 各地区2回（予定）

実施時期： 令和7年3月（予定）

令和7年5月（予定）

まずは、2月下旬に実施地区の住民の皆様に対して、実施地区に選定されたことや説明会の実施に関する通知文および周知チラシを発送し、住民の皆様に対してモデル実証事業について周知を行います。

3月の説明会では、プラスチックリサイクルの必要性やモデル実証事業の実施概要についてを、また、5月の説明会では、使用済みプラスチックの分別や洗浄方法に関する具体的な方法についてをご説明します。



5 出してはいけないものは？

- ・さっと水洗いしても汚れや油が取れないもの
- ・最長辺が50cm以上の製品プラスチック
(50cm未満に裁断又は分解し、袋に入れたものは出せます)
- ・金属などが付属している製品プラスチック
(金属部分を取り外せば出せます)
※対象外品目は、素材に応じて、「燃せるごみ」・「燃せないごみ」
・「有害ごみ」・「粗大ごみ」に分別してください。

次のものは入れないでください

最長辺が
50cm以上の
プラスチック



ポリタンクなど

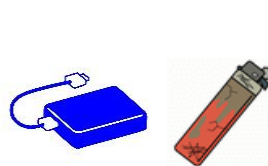
粗大ごみへ

使用済
小型家電



燃せないごみ
もしくは
回収ボックスへ

リチウムイオン電池
ライター等



収集時の火災事故の原因になります

回収店へ

有害ごみへ

ペットボトル



一括回収の対象外

資源ごみへ

例)
ボールペン



※金属や
芯などは
なるべく
取り外して
ください

出典：経済産業省 ごみイラスト集

容器包装リサイクル協会

6 使用する袋及びアンケートの送付について

火災原因物の確認が容易で、大きめのポリバケツや洗濯カゴが入る
透明の45リットルの袋を市が用意します。

令和7年5月頃に、使用する袋とともに「分別の仕方」の案内やアンケート用紙を同封し、実施地区の皆様へ送付します。



45リットル

令和7年5月下旬までに袋などが届かなかった場合、恐れ入りますが問い合わせ先にご連絡ください。



プラスチックリサイクル のモデル実証事業へのご協力をお願いします！

資料 2

実施地区の皆様には、大変お手数をお掛けいたしますが、モデル実証事業は本市のプラスチックリサイクルの第一歩です。
ごみの減量化・資源化にご理解とご協力をお願いいたします。

分別していただくもの

容器包装プラスチック



このマークが目印

商品を入れてあったもの(容器)や包んであったもの(包装)

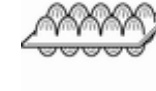
ペットボトルの
キャップや
ラベル



お菓子などの
ふくろ



卵のパック



魚や肉などの
トレイ



弁当の容器



カップ麺の
容器



※軽く水洗いして、さっと水切り

製品プラスチック

100%プラスチック製であり、最長辺が50cm未満の製品

プラスチック製の
バケツ・ボウル



プラスチック製の
保存容器



プラスチック製の
ストロー



プラスチック製の
コップ



プラスチック製の
おもちゃ



※金属などはなるべく
取り外してください

市が配布する透明袋に
一緒に入れて、日頃お
使いのごみステーションへお出してください！



・汚れや異物が取れないものは「燃せるごみ」へ
・50cm以上で、ごみ指定袋に入らないものは「粗大ごみ」へ

○問い合わせ先

袖ヶ浦市環境経済部廃棄物対策課

袖ヶ浦市長浦580-5 TEL:0438-63-1881

QR

インターネットでも確認できます。

1 なぜプラスチックリサイクルを行うの？

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用され、現代社会に不可欠な素材である一方、自然界で分解されにくいという特徴があるため、**海洋プラスチック問題**を引き起こしています。

また、リサイクルせずに焼却した場合、**温室効果ガス**が多く排出されるため、**地球温暖化の要因**の一つとなっています。

このため世界ではプラスチック問題の解決に向けた動きが広まっています。

日本も問題の解決に向け、国を挙げて動き出しており、令和4年4月には、「**プラスチック資源に係る資源循環の促進等に関する法律**」(**プラ新法**)が施行され、市は「プラスチック資源の分別回収及び再商品化」に努めること、消費者である国民は「使用済みプラスチックの排出抑制」に努めることとされました。

このため、製品プラスチックを含む一括回収リサイクルに取り組んで、本市のごみ資源化・減量化の更なる推進を図っていく必要があります。

【令和4年度における一人1日当たりの家庭系ごみの排出量比較】

袖ヶ浦市
546グラム

千葉県
501グラム

国
496グラム

2 プラスチック一括回収リサイクルとは？

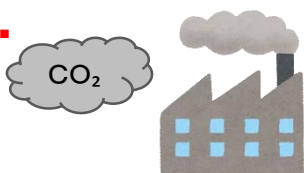
現在、燃せるごみとして出している「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」をまとめて回収し、リサイクルすることです。



実施することで...



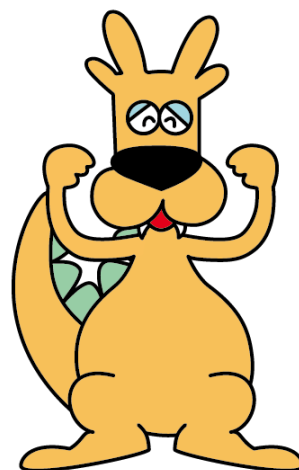
ごみの減量化



二酸化炭素の排出抑制
(ごみ焼却量の減)

本市の場合、燃せるごみのうちプラスチック類が約20%を占めているため、プラスチック一括回収リサイクルは、ごみ減量化を進めるうえで有効な手段の一つとなります。

3 事業概要



いつからやるの？

令和7年6月1日から、1カ月の期間で実施します。

回収日は？

実施地区により異なりますので、別紙をご確認ください。

出し方は？

市が配布する透明の袋にまとめて入れてお出してください。

どこに出すの？

日頃ご利用されているごみステーションへお出してください。

4 出す際の注意事項

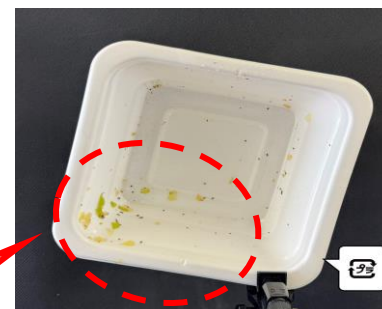
① 残りカスや土などの汚れがある場合はさっとゆすいでください。

例

カップ麺の容器



残りカス



※汚れがあるプラスチックはリサイクルできないため、軽くゆすいでください。

ゆすぐ時のPoint!



食器を洗った残り水などを使用して汚れを落とし、乾燥させてから排出することで環境負荷を抑えた洗浄ができます。

② お使いのごみステーションがモデル実証事業の対象ステーションであることを確認してください。

対象のステーションにはこのような看板が取り付けられます。

こちらのごみステーションは
**プラスチックリサイクル
モデル実証事業**
の対象ステーションです。

※分別にご注意ください。

期間：令和7年6月1日～6月30日



6月の収集日が 変わります！（案）

プラスチックリサイクルのモデル実証事業の
期間中は使用済みプラスチックを

第1・3金曜日 6日・20日（計2回）

に収集します。

【令和7年6月の収集日】

6月	日	月	火	水	木	金	土
第1週	1	2	3	4	5	6	7
第2週	8	9	10	11	12	13	14
第3週	15	16	17	18	19	20	21
第4週	22	23	24	25	26	27	28
第5週	29	30					

使用済みプラスチックの
収集日：第1・3金曜日

【参考：通常の収集日】

6月	日	月	火	水	木	金	土
第1週	1	2	3	4	5	6	7
第2週	8	9	10	11	12	13	14
第3週	15	16	17	18	19	20	21
第4週	22	23	24	25	26	27	28
第5週	29	30					

（凡例）

	燃せるごみ
	ガラスびん・空き缶類
	燃せないごみ
	PETボトル・古布類・古紙
	有害ごみ
	使用済みプラスチック

ご協力のほど
よろしくお願いいたします。



6月の収集日が 変わります！（案）

プラスチックリサイクルのモデル実証事業の
期間中は使用済みプラスチックを

毎週木曜日 5日・12日・19日・26日

（計4回）に収集します。

【令和7年6月の収集日】

	日	月	火	水	木	金	土
第1週	1	2	3	4	5	6	7
第2週	8	9	10	11	12	13	14
第3週	15	16	17	18	19	20	21
第4週	22	23	24	25	26	27	28
第5週	29	30					

使用済みプラスチックの
収集日：毎週木曜日

【参考：通常の収集日】

6月	日	月	火	水	木	金	土
第1週	1	2	3	4	5	6	7
第2週	8	9	10	11	12	13	14
第3週	15	16	17	18	19	20	21
第4週	22	23	24	25	26	27	28
第5週	29	30					

（凡例）

- 燃せるごみ
- ガラスびん・空き缶類
- 燃せないごみ
- PETボトル・古布類・古紙
- 有害ごみ
- 使用済みプラスチック

ご協力のほど
よろしくお願いいたします。



6月の収集日が 変わります！（案）

プラスチックリサイクルのモデル実証事業の
期間中は使用済みプラスチックを

第1・3水曜日 4日・18日（計2回）

に収集します。

【令和7年6月の収集日】

	日	月	火	水	木	金	土
第1週	1	2	3	4	5	6	7
第2週	8	9	10	11	12	13	14
第3週	15	16	17	18	19	20	21
第4週	22	23	24	25	26	27	28
第5週	29	30					

使用済みプラスチックの
収集日：第1・3水曜日

【参考：通常の収集日】

6月	日	月	火	水	木	金	土
第1週	1	2	3	4	5	6	7
第2週	8	9	10	11	12	13	14
第3週	15	16	17	18	19	20	21
第4週	22	23	24	25	26	27	28
第5週	29	30					

（凡例）

	燃せるごみ
	ガラスびん・空き缶類
	燃せないごみ
	PETボトル・古布類・古紙
	有害ごみ
	使用済みプラスチック

ご協力のほど
よろしくお願いいたします。